会員カード利用規定

岡崎信用金庫（以下「信用金庫」という）とのプライムローン契約にもとづくカードローン貸越極度額を設定した普通預金口座について発行したプライムローン〔目的型〕カードローン用カード(以下「会員カード」といいます。)をプライムローン契約にもとづく当座貸越取引(以下「カードローン」といいます。)に利用する場合は、次により取扱います。

第１条（会員カード）

1.会員カードは、信用金庫との間におけるプライムローン契約者であることを証明するものです。大切に保管してください。

2.会員カードは「ローンカード」ではありません。現金自動支払機、現金自動預入支払機等での利用はできませんのでご注意ください。

第2.条（手数料）

会員カードの利用にあたり手数料は不要です。

第３条（会員カードの提示による借入）

1.信用金庫の取扱店に会員ご本人さまが、会員カード、ご請求書・お見積書等（資金使途、払込先のわかるもの)、お取引のご印鑑を提示ください。

2.資金使途は、自動車購入資金、新入学等の教育資金、家電製品購入資金等の消費資金に限ります。

3.取扱店窓口で、上記資料を確認後、専用の払戻請求書に記載いただき、ご本人口座に入金の手続きをします。

4.借入の限度額は、ご契約の極度額の範囲内とします。また、既に、極度額の一部をご利用の場合は、極度額からご利用残高を差引いた額が今回のご利用の限度額となります。

第４条（借入金の入金・返済）

1.借入金の定例返済は、契約時にご指定いただいた返済用預金口座から、極度額の利用残高に応じた返済額が毎月引き落しされます。詳細は、「プライムローン契約規定」をご確認ください。

2.上記の定例返済以外のご返済をご希望の場合は、会員カードおよびご返済に必要となるご通帳ご印鑑等を取扱店の窓口にご提示ください。

3.定例返済以外の返済を行った場合でも定例返済は行われます。

第５条（会員カードの管理等）

1.会員カードは他人に使用されないように保管してください。会員カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から信用金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに出金の停止の措置を講じます。

2.会員カードの盗難にあった場合には、届出書を信用金庫に提出してください。

第６条（会員カードの紛失、届出事項の変更等）

会員カードを紛失した場合または氏名その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から信用金庫に届出てください。

第７条（会員カードの再発行）

1.会員カードの盗難、紛失等の場合の会員カードの再発行は、信用金庫へ再発行の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

2.会員カードを再発行する場合には、信用金庫店頭等に示された再発行手数料をいただきます。

第８条（解約、カードの利用停止等）

1.解約その他カードローン取引の終了に際しては、会員カードを信用金庫に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

2.会員カードの改ざん、不正使用など信用金庫が会員カードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、信用金庫からの請求があり次第、直ちに会員カード返却してください。

3.次の場合には、会員カードの利用を停止することがあります。この場合、信用金庫の窓口において本人確認書類の提示を受け、信用金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①次条に定める規定に違反した場合。

②借主の利用状況等から信用金庫が適当と判断したとき。

③会員カードの偽造、盗難、紛失等により不正に使用される恐れがあると信用金庫が判断した場合。

第９条（譲渡、質入の禁止）

会員カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第10条（規定の準用）

この規定に定めの無い事項については、プライムローン契約規定により取扱いします。

第11条（規定の変更）

1.信用金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定を変更する必要が生じたときには、民法第５４８条の４の規定に基づいて、変更できるものとします。

2.信用金庫は、第１項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上(令和２年４月１日版)